

平成27年度 高校生の留学促進事業  
・グローバル人材育成の基盤形成事業  
(うち「グローバル語り部」の派遣及び留学フェア等の開催)  
公募要領

平成27年 1月14日

**1. 事業の背景・目的**

グローバル化が加速する社会の中にあっては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた国際的に活躍できるグローバル人材を我が国で継続的に育てていくことが必要である。

本事業は、初等中等教育段階から、異文化体験や同世代の外国人との相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保することにより、子供たちに国際的な視野を持たせるとともに、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材を形成する取組を推進することを目的としている。

**2. 事業名及び事業の実施主体**

事業名及び事業の実施主体（補助事業者）は、以下のとおりとする。

なお、事業の業務の全てを直接執行することが困難な場合、その全部又は一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合であっても、その業務遂行に係る責は補助事業者に戻すものとする。

事業名	事業の実施主体 (補助事業者)
(1) 高校生の留学促進事業	都道府県
・長期派遣 ・短期派遣	
(2) グローバル人材育成の 基盤形成事業	都道府県
	・「グローバル語り部」 の派遣 ・留学フェア等の開催 ・異文化理解ステップア ップ事業※

※ 別の公募要領にて対応

**3. 事業の内容**

**(1) 高校生の留学促進事業（長期派遣）**

本事業は、地方公共団体が行う以下の事業に対して、生徒一人当たりの留学費用につき30万円を上限として留学支援金を補助する事業である。

- (i) 地方公共団体が主催する、原則1年間、外国の正規の後期中等教育機関に生徒を派遣する事業
- (ii) 原則1年間、外国の正規の後期中等教育機関に、個人単独で、若しくは、学校又は高校生の留学・交流を扱う民間団体（以下、「民間団体」という。）が主催する海外派遣プログラムを通じて留学する生徒を対象に留学費用の一部又は全部を給付する事業

## <事業の補助対象となる生徒の範囲等>

本事業の補助対象となる生徒の範囲、留学の時期、選考基準等の条件は以下の通りである。

### ①生徒の範囲

以下の全ての条件を満たしていること。

(i) 都道府県における選考時に、国公立の高等学校、中等教育学校（3～6年次（※））、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍していること

(ii) 留学期間中、域内に所在地を有する高等学校等において、当該学校に在籍していること

(※) 選考時に中等教育学校の第3学年に在籍している生徒を対象とする場合は、以下の条件を満たしていること。

- ・留学期間中に当該学校の後期課程に在籍見込みであること
- ・当該学校長によって4年次の留学が許可されていること（見込みも含む）

### ②留学の時期

平成27年度から28年度までに我が国を出国する生徒を対象に募集を行うこと。この場合、平成27年度又は28年度に出国する生徒のどちらか一方のみを対象として募集を行うことも可能であるが、できるだけ28年度に我が国を出国する生徒についても対象とするよう努めること。

### ③選考基準

以下の(i)(ii)の条件以外は、都道府県の裁量とする。ただし、選考基準の設定に当たっては、公平性・透明性の確保に努めること。

(i) 成績条件：都道府県における選考の時点で学業成績が優秀であること。

- ・ 全体の評定平均値が4.0(8.0)以上、かつ、外国語1科目及び得意分野1科目(任意)の計2科目の評定平均値が4.5(9.0)以上であること、若しくは、外部試験の結果等によりそれと同等程度以上の学力を有すると認められるものであること。（括弧内は10段階評価）

(ii) 我が国の代表として留学に対する明確な目的意識を有するとともに、帰国後は当該経験を生かし国際社会で活躍しようとする高い志を有すると認められること

選考に当たり、小論文や面接等の試験を課すことや、都道府県に配分された留学支援金の給付対象人数枠の範囲内で、グローバル人材育成に資する高校生（例えば、英語スピーチコンテストの優秀者等）に対して、優先的に留学支援金を給付することも可。

## <本事業による留学支援金の対象となる留学費用の範囲等>

### ①留学支援金の対象となる留学費用の範囲

留学費用の範囲は、以下に列記するものとする。

- (i) 国際航空運賃（1往復分）
- (ii) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
- (iii) 受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分）
- (iv) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- (v) 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用
- (vi) 外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等
- (vii) 海外傷害保険料
- (viii) 寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
- (ix) 地方公共団体、学校または民間団体が主催する海外派遣プログラムについては、（i）～（viii）の一部又は全部を含むプログラム参加費

※1 海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用（受験料、受験会場までの交通費等）など、留学が決定する前に生じる費用は対象外とする。

※2 留学先での小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等学業以外の私的活動に係る費用については対象外とする。

### ②留学支援金の給付に必要な書類

都道府県が自ら設定する選考基準に応じて、必要な申請書類や様式等も設定すること。

留学支援金の給付に当たっては、留学費用の支出を証する書類の提出を必ず求めること。また、地方公共団体、学校又は民間団体が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合、プログラム参加費に含まれる費用の項目について内訳を証する書類の提出も併せて求めること。

### ③留学支援金の対象となる生徒の留学費用の支払時期

本事業は、都道府県が補助事業期間内に行った留学支援金の給付に対して補助する。この場合、生徒が平成26年度及び27年度に支払った留学費用を対象とする。

### ④その他

- (i) 本事業の補助対象となるのは、都道府県が1人30万円の留学支援金を支給する場合であり、「①留学支援金の対象となる留学費用の範囲」に記した留学費用の総額が30万円を下回る場合を除き、その額を減額した場合は補助対象外となる。
- (ii) 本事業における留学支援金の給付を受ける者が、他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けても差し支えない。ただし、それら給付された奨学金等及び留学支援金の総額が、「①留学支援金の対象となる留学費用の範囲」に記した留学費用の総額を超える場合は、その超える額について、留

学支援金の給付額を減額すること。

- (iii) 都道府県が一般歳入等からの予算措置により、留学支援金の額や給付対象人数を上積みすることは差し支えない。
- (iv) 過去に高校生の留学促進事業（長期派遣）で留学支援金を支給された生徒は、再度、当該長期派遣事業の対象となることはできない。
- (v) 同年度内に同じ生徒が高校生の留学促進事業（長期派遣）と高校生の留学促進事業（短期派遣）双方に申請することはできない。

## （２）高校生の留学促進事業（短期派遣）

### ①対象

学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する短期の海外派遣プログラム（以下「プログラム」という。）に学校教育活動の一環として参加する生徒を対象に、都道府県を通じて支援する。

なお、派遣しようとする学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等において派遣前の語学学習や目標設定、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップを十分に行うことを条件とし、学校単位での応募を原則とする。

### ②支援対象となるプログラム

#### （i）出発時期

平成27年度に出発するプログラムを対象とする。

#### （ii）申請要件、生徒の範囲

申請に当たっては、以下の全ての要件を満たしていること。

ア 国公立の高等学校、中等教育学校（3～6年次（※）、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍していること。

イ 派遣期間中、域内に所在地を有する高等学校等において、当該学校に在籍していること。

ウ 学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催するプログラムに、学校教育活動の一環として参加するもの。

エ 派遣前の語学学習や課題設定、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップが、教育委員会あるいは学校において十分に行われるもの。

オ プログラム実施期間が、原則2週間以上1年未満の計画であるもの。

カ 短期派遣に係る留学支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けた生徒について、学校としてフォローアップのための追跡調査に協力できる体制にあるもの。

※ 中等教育学校の第3学年に在籍している生徒を対象とする場合は、以下の条件を満たしていること

- ・ 派遣期間中に当該学校の後期課程に在籍見込みであること
- ・ 当該学校長によって4年次の派遣が許可されていること（見込みも含む）

(iii) 申請上の制限

- ・ 1プログラムにおける支援金の支給割当人数は、概ね20人以内とする。
- ※ 採択後、派遣人数の大幅減など、当初計画から大きく変更が出る場合は、次年度の採択人数を減ずることがある。

(iv) 評価の観点

ア 内容

- ・ 達成すべき目標が明確かつ適正に設定されている。
- ・ 派遣前の学習が適切に行われている。
- ・ 生徒の語学力・コミュニケーション能力を向上させる内容のプログラムとなっている。
- ・ 現地高校生等との交流が効果的に組み込まれている。

イ 実施体制

- ・ 安全な実施に向けての生徒・保護者向け説明会や業者等との打合せが適切に行われている。
- ・ 派遣生に対する現地での支援体制が整備されている。
- ・ 派遣生に対する危機管理体制が確立されている。
- ・ プログラムの実施に携わる教職員が知見（語学力や過去に留学経験等）を有している。

ウ フォローアップ・成果検証の実施

- ・ 派遣生の派遣前と派遣後の意識の変化や能力の向上等の派遣効果を適切に把握する計画となっている。
- ・ 派遣生と一般の生徒との比較調査等、プログラムの成果検証のための手立てが具体的に計画されている。
- ・ 実施報告会やシンポジウム等により、プログラムの成果を学内はじめ域内学校等に対して波及させる計画となっている。
- ・ 文部科学省が実施する各種調査への協力体制が構築されている。

③支援人数・内容等

(i) 支援人数

1,300人

(ii) 支援内容

1人当たり10万円の支援金を都道府県を通じて支給する。ただし、他の民間団体等からプログラム参加のための奨学金等の支給を受ける場合は、支援金を減額又は支給しないことがある。申請する学校は、都道府県に対してその旨、申告すること。

(iii) 支給方法

支援金の支給は、都道府県を通じて行う。

(iv) 支給対象者の選考

採択を受けた学校は、各プログラムに割り当てられた支援金支給人数について、下記(v)に掲げる資格及び要件を確認の上、選考を行い、プログラム開始の1か月前までに支援金対象者を都道府県に対して報告すること。

(v) 支給対象者の資格及び要件

本制度の支給対象となる者は、在籍学校の正規の課程に卒業を目的として在籍し、学校が実施するプログラムに参加する者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

○ 学業成績が優秀で人物等に優れており、選考時の学習成績や人物評価が次に定める基準に合致する者

a) 成績要件：全体の評定平均値が3.5 (7.0) 以上、かつ、外国語科目の評定値が4.0 (8.0) 以上であること、若しくは、外部試験の結果等によりそれと同等程度以上の学力を有すると認められる者（括弧内は10段階評価）。

b) 我が国の代表として派遣されることに明確な目的意識を持ち、派遣終了後は、当該経験を生かし、より長期の留学や国際社会で活躍しようとする高い志を有すると認められる者（小論文や面接等により確認すること）。

(vi) 支援金の対象となる費用の範囲等

ア 支援金の対象となる費用の範囲

対象となる費用の範囲は、以下に列記するものとする。

(a) 国際航空運賃（1往復分）

(b) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）

(c) 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）

(d) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用

(e) 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用

(f) 外国の正規の後期中等教育機関等に納付する研修費、施設利用費等

(g) 海外傷害保険料

(h) 寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用

(i) 学校、地方公共団体又は民間団体が主催するプログラムについては、(a)～(h)の一部又は全部を含むプログラム参加費

※1 プログラム参加者となるための選考費用（受験料、受験会場までの交通費等）など、派遣が決定する前に生じる費用は対象外とする。

※2 派遣先での小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等に係る費用については対象外とする。

イ 支援金の給付に必要な書類

支援金の給付に当たっては、派遣費用の支出を証する書類の提出を必ず求めること。また、学校、地方公共団体又は民間団体が主催するプログラムに参加して派遣される場合、プログラム参加費に含まれる費用の項目について内訳を証する書類の提出も併せて求めること。

ウ 支援金の対象となる生徒の派遣費用の支払時期

本事業は、都道府県が補助事業期間内に行った支援金の給付に対して補助する。この場合、生徒が平成26年度及び27年度に支払った派遣費用を対象とする。

## エ その他

- (a) 本事業の補助対象となるのは、都道府県が1人10万円の支援金を支給する場合であり、「ア 支援金の対象となる派遣費用の範囲」に記した派遣費用の総額が10万円を下回る場合を除き、その額を減額した場合は補助対象外となる。
- (b) 本事業における支援金の給付を受ける者が、他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けても差し支えない。ただし、それら給付された奨学金等及び支援金の総額が、「ア 支援金の対象となる派遣費用の範囲」に記した派遣費用の総額を超える場合は、その超える額について、支援金の給付額を減額すること。
- (c) 都道府県が一般歳入等からの予算措置により、支援金の額や給付対象人数を上積みすることは差し支えない。
- (d) 高校生の留学促進事業（短期派遣）で支援金を支給された生徒は、再度、当該短期派遣事業の対象となることはできない。
- (e) 同年度内に同じ生徒が高校生の留学促進事業（短期派遣）と高校生の留学促進事業（長期派遣）双方に申請することはできない。

### (3) グローバル人材育成の基盤形成事業

初等中等教育段階から多様な価値観に触れる機会を確保し、子供たちに国際的な視野を持たせ、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材の基盤を形成する取組の推進を図るため、以下の取組を行う都道府県を支援する。

#### ①「グローバル語り部」の派遣

かつての帰国生や留学経験者、海外勤務経験者、国際機関等の勤務経験者を留学フェア等や小・中・高等学校等へ派遣し、体験講話の機会を設けることで、子供たちの国際的視野の涵養を図る。また、都道府県内にコーディネーターを配置し、「グローバル語り部」の派遣に関する関係機関との調整や、留学に関する各種相談に応じる。

#### ②留学フェア等の開催

中学生・高校生等を対象に、高校生留学等を推進するためのフェア等を各都道府県内で開催し、安心・安全な留学への関心を喚起し、留学への機運を醸成するとともに、留学後の進路を見据えた大学フォーラム、キャリアフォーラムを開催する。

##### 【留学フェア等のプログラム例】

- (i) 帰国生や留学経験者による体験講話
- (ii) 国際機関や民間企業における海外駐在経験者等による講演
- (iii) 地域の大学・高等学校等で受入れを行っている外国人留学生による母国のアピール
- (iv) 高校生の留学・交流を扱う民間団体や企業、各国大使館による生徒及び保護者向けの留学相談

(v) 教育委員会による学校向けの留学相談（単位認定方法や留学中の身分の取扱いなど）

(vi) 国際化に力を入れる大学による進学相談

なお、①②の取組における対象者・団体等の略歴等も事業計画書に添付すること。（事業計画書提出時に詳細が決定していない場合は、どのような者を予定しているか、添付書類に具体的に示すこと。）

#### (4) 各事業を実施する際の留意事項

上記(1)～(3)の取組を実施する際は、各事業を効果的に活用し、地域全体の子供たちの異文化理解や海外への関心を高めるよう努めること。

##### 【各事業の活用例】

(i) 高校生の留学促進事業を実施する際に、生徒・保護者への包括的な情報提供の場として留学フェア等を開催

(ii) 都道府県の事業等により留学した生徒や、異文化理解ステップアップ事業で招致された外国人高校生を「グローバル語り部」として学校や留学フェア等に派遣

※ グローバル人材育成の基盤形成事業のうち、異文化理解ステップアップ事業は、実施団体、受入期間、受入先等が決定後、情報提供する予定。

#### 4. 事業規模（予算）及び採択件数（予定）

##### (1) 高校生の留学促進事業

###### ①長期派遣

事業規模（予算）： 91,972千円

[	留学支援金	300千円（1人当たり）
	その他経費	約7千円（1人当たり）

採択予定件数： 47件（300人分）

###### ②短期派遣

事業規模（予算）： 130,000千円

留学支援金 100千円（1人当たり）

採択予定件数： 47件（1,300人分）

##### (2) グローバル人材育成の基盤形成事業（うち、「グローバル語り部」の派遣、留学フェア等の開催）

事業規模（予算）： 37,582千円

[	① 「グローバル語り部」の派遣	20,855千円
	② 留学フェア等の開催	16,727千円

採択予定件数： 47件



※ 上記（１）及び（２）について、各都道府県からの申請人数及び金額の合計が事業規模を超えた場合は、６．選定方法等を踏まえ、予算の範囲内で加減調整し配分する。（各都道府県が実施を予定している取組の計画上の予算規模を基に、申請して差し支えない。）

## ５．申請書類の提出

（１）補助金の交付を受けようとする都道府県及び団体は、下記８．②に示す期日までに、以下の資料を電子メールで提出すること。

- 事業計画書（別紙１）
- 予算内訳書（別紙２）
- 都道府県独自の高校生留学等支援事業一覧（様式１－３）
- その他必要と思われる資料（様式任意）

（２）高校生の留学促進事業（短期派遣）については、上記（１）のほか、次の内容に留意すること。

本制度に基づき、生徒の派遣を計画し、支援金の支給を希望する学校の長は、所在する都道府県が別に定める書類のほか、次に掲げる申請書類を都道府県に提出すること。

- 平成27年度 高校生の留学促進事業（短期派遣）プログラム計画書  
（別紙様式１）

都道府県は、次に掲げる申請書類等を文部科学省に提出すること。

また、各学校から提出された書類について、３（２）②（iv）「評価の観点」に沿って確認を行い、優先順位等必要事項を付して、上記プログラム計画書（別紙様式１）と併せて、以下の書類を作成の上、文部科学省に提出すること。

- 平成27年度 高校生の留学促進事業（短期派遣）申請学校一覧  
（様式１－１）
- 平成27年度 高校生の留学促進事業（短期派遣）申請学校個票  
（様式１－２）

## ６．選定方法等

（１）提出された申請書類の内容について、書類審査を行う。また、交付の内定額については、予算の範囲内で、以下の観点から調整し、選定終了後、速やかに全ての申請者に審査結果（交付の内定）を通知する。

- 申請状況、取組内容・事業経費内容
- 各事業の効果的な活用状況
- 都道府県における高校生の留学促進及び子供たちの国際的視野の涵養に関する独自の取組の状況及び本事業との連携

（２）高校生の留学促進事業（短期派遣）については、上記（１）に加え、都道府県が付した優先順位のほか、新規に派遣を行う学校や前年度と比較して派遣人数を増加して実施する学校について考慮の上、審査を行い、プログラム

の採否及び支援金支給人数（予算の範囲内で調整する）を決定する。

なお、プログラムの採択を受けた学校の所属長は、以下の①及び②の報告書を派遣後1か月以内に都道府県教育委員会に提出すること。

①プログラム実施報告書：プログラムの実施結果に係る報告（別紙様式2）

②支給対象者修了報告書：派遣生の状況報告（別紙様式3）

（i 学習成果、ii 派遣先国の理解・印象について、  
iii 進路について、iv これから留学しようとする者  
へのアドバイス、v その他要望等）

上記②支給対象者修了報告書中、優良事例は、文部科学省のホームページ等で公表するほか、派遣後の生徒へのフォローアップ・進路状況等を調査する予定である。

なお、上記書類が未提出の場合、支援金の返還や次年度の採択を見送ることがあるので留意すること。

## 7. 補助金交付申請書の提出

交付の内定を受けた都道府県及び団体は、下記8. ⑤に示す期日までに、交付の内定内容を踏まえた事業計画書、予算内訳書等及び補助金交付申請書を郵送で提出すること。

## 8. スケジュール及び提出先

申請書類は文部科学省から送付された様式（任意様式は除く）に従って作成すること。

各都道府県が別に定める提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類は受理しない。また、提出された書類は一切返却しない。

- ① 公募開始 : 平成27年1月9日（金）
- ② 公募(事業計画書等)締切 : 平成27年2月20日（金）10:00【電子メール】
- ③ 書類審査 : 平成27年2月下旬～3月上旬頃
- ④ 補助金交付の内定 : 平成27年3月中旬頃
- ⑤ 補助金交付申請書等締切 : 平成27年4月下旬頃
- ⑥ 補助金交付決定 : 平成27年5月下旬頃（平成27年度予算が成立した場合）
- ⑦ 補助事業期間 : 平成27年5月下旬頃～平成28年3月31日

### 【電子メールによる提出】

[kouryu@mext.go.jp](mailto:kouryu@mext.go.jp)

件名：都道府県番号【都道府県名】平成27年度高校生の留学促進事業等・事業計画書の提出

### 【郵送による提出】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局国際教育課

（封筒等の表に朱書きで、「平成27年度高校生の留学促進事業等・交付申請書 在中」と記載）

## 9. その他留意事項

都道府県は、各学校に対して、事前の派遣先国に関する情報収集及び学校として、万が一のトラブルや事故の際にも迅速な対応ができるよう、緊急連絡体制を整備するよう指導すること。

海外派遣に関する安全情報の入手手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用すること。

なお、派遣先国の状況から安全な派遣が困難と認められる場合は、支援金の支給を見合わせることもある。

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

電話：03-3580-3311（内線2902、2903）

ホームページ：[http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

## 10. その他

事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金交付要綱（平成19年4月2日文部科学大臣決定）、国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金取扱要領（平成21年4月1日初等中等教育局長決定）、補助金交付決定通知、補助金交付申請書及び事業計画書等を遵守すること。

事務処理の都合上、申請内容（交付決定されたものを含む）について、文書等により照会をかけることがあるので、その際は適切且つ迅速に対応すること。

以上